みどり町児童センター増改修工事

特記仕様書

うるま市役所 こども未来部 こども政策課

1. 工事概要

- (1) 工事名称:みどり町児童センター増改修工事
- (2) 工事場所:うるま市みどり町6丁目9番1、9番2
- (3) 工 期:契約日の翌日 から 令和6年9月30日 まで
- (4) 工 事 内 容: a. 工事種別
 - ・増築・改修工事(建築工事一式)
 - b. 建築規模
 - ・RC 造平屋建て 延床面積 約 461.39 m (うち増築部分 43.42 m)
 - c. その他
 - ・仕様書、設計図書に示す一切の工事
 - アスベスト撤去工事
 - ※現工事に含まれないが、追加の可能性があり。

2. 質 疑

設計図書の内容に質疑のある場合の質問、回答は書面(FAX)で行う。

- (1) 提出先 うるま市役所(本庁舎東棟)2階 こども未来部 こども政策課 FAX:979-7026 TEL:923-7624
- (2) 受付締切 令和6年3月3日(水)午前12時まで

回答日時 令和6年3月4日(木)

※質問者にのみ文書で回答する。但し、重要な事項については、全社に通知する。

3. 現場敷地の利用について

敷地内の作業通路、作業場、資材置場の設置場所及び位置、その他必要事項については、監督 員と協議する。

4. 工程会議

月一回以上かつ発注者が必要とした場合に開催すること。

5. 現場技術員

現場には次の技術員を常駐させること。

- (1) 現場代理人:建設工事請負契約約款による。
- (2) 主 任 技 術 者:建設業法、建設工事請負契約約款による他、1級又は、2級建築施工管理技士、若しくはそれと同程度以上の資格を有し5年以上の実務経験がある者。
- (3) 専門技術者: 設計図書を熟読でき、施工図の作成と工事の管理指導のできる者。
- (4) 現場安全管理者:諸法規によること。
- (5) 現場連絡事務員:1名

6. 各種表示板

現場内外の随所に次のような表示板を設けること。

- ・安全表示板 ・交通標示板 ・建設業許可表示板 ・建設労災保険等の掲示
- ・建設業退職共済制度適用事業所表示板 ・その他表示の義務付け及び指示のあるもの

7. 工事用看板

900×1800以上の白地合板製にゴシック体黒文字にて工事名称、工事期間等、必要事項を記入作成のうえ表示する。

8. 官公署への手続き

本工事に必要な官公署への各手続きは遅滞なく行うこと。

(労働保険・建設業退職金共済組合証紙購入・建設労災関係・建設工事保険・第三者賠償責任保険・組立保険・道路使用許可申請・火災保険・消防用設備等設置届)

9. 材料試験

各種材料の試験は、(公財)沖縄県建設技術センター等で行い、試験成績書は速やかに工事 監理者へ提出すること。

10. 災害保険等

受注者は、工事期間中目的物を災害保険等に付さなければならない。また、保険契約を締結したときは、証券の写しを遅滞なく監督員に提出する。

また、工事期間中は、敷地周辺における交通安全の確保と工事車両による事故防止に努め、かつ作業場内外を問わず工事実施に伴う災害、危険、火災、公害の防止に努めること。

11. 検査・引渡しについて

各種検査を受ける場合は、事前に検査(確認)願いを提出すること。なお、検査は現場代理人、 主任技術者(監理技術者)立会のもとに行う。

<u>竣工引渡し時に、鍵(3本)は鍵札(アクリル製)を付けて鍵箱に整理し、目録を付して引渡すこと。</u>

12. 監督員事務所及び現場事務所等

- (1) 監督員事務所:監督員と協議すること。
- (2) 現場事務所:関係諸法令に従って設ける。
- (3) 設備及び備品:適宜配置する。
- (4)掲示物:次の各種図表を見やすい位置に掲示すること。
 - ・工程表 ・工事関係者機関図 ・安全管理者組織図 ・天気図
 - · 各関係機関連絡先図(発注者、消防、各工事請負業者、下請負業者等)

(5) 常備図書:

a 青図製本(A1 観音折り)2部 縮小製本(A3 観音折り)2部

b 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)

С	司	上	公共建築改修工事標準仕様書(同 上)
d	同	上	公共建築設備工事標準図 (同 上)
e	同	上	工事監理指針 (同上)
f	同	L	建筑改修工事贮理指针 (上下券)

g建設大臣官房官庁営繕部監修 工事写真の撮り方(建築編)

- i 設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿
- i 建築関係法令集

(※常備図書は最新版を準備すること)

(6) 設置場所:各工事の進捗に支障のない場所とする。

13. 設計図補足及び訂正

設計図に朱書き、朱線による表示のある部分は朱のとおりとする。

14. 設計変更

設計変更における変更部分の単価については、「当初予定価格内訳書の単価」によることとし、「当初設計予定価格内訳書」に記載のない事項が新たに生じる場合は、変更指示時点の単価を採用する。

15. 構内施設等の使用について

電気、水道等の利用は不可。

16. 協力組織の結成

建築工事受注者は、施工協力会、安全衛生連絡協議会等を結成し、工事完成の共同目標に向かって協力体制を画一し、当該工事の総合的な工程管理及び安全管理を遂行して、関連工事受注者 (機械)、(電気)と協力して工事の進捗を図ること。

17. 提出書類 · 図書(成果品)

別添一覧表参照

18. その他(重要事項)

- (1) 本工事は、執務並行改修作業を含むため、工事中に発生する騒音や振動等の影響が心配される。 よって、騒音や振動等の発生が予想される工事及び児童館施設側の業務に支障をきたす恐れの ある工事については十分な打ち合わせを行い、施設側に配慮した施工を行うこととする。
- (2) 本入札は、2月専決議会にて債務負担行為の承認を得ない場合は中止することとする。
- (3) 本工事は、令和5年度予算と令和6年度予算の繰越契約となるため、各会計年度における請負代金の支払い限度額については、契約時に協議の上決定するものとする。
- (4) 前払金についても同様、沖縄県補助金との関連により、金額は契約時に協議の上決定する。
- (5) 特記なき事項は協議するものとする。

:

19. 適用

本特記仕様書、添付の標準仕様書に掲げる全ての事項は本工事とし、それらに要する費用、維持管理費、諸経費は全て請負金額の範囲とする。

【補足】

※入札に関しての注意事項

1. <u>入札参加前に配置予定技術者届の提出が必要です</u>。本届けを提出しない場合入札に参加できません。別添の配置予定技術者届注意事項を確認し提出して下さい。また、事前確認を希望する場合は下記期日までに提出してください。

事前確認期限: 令和6年3月6日 (水) 午後5時まで (FAXでも可)

FAX番号: 979-7026

FAXで送信された場合、原本は入札参加前に提出して下さい。

なお、複数の工事の指名を受けている場合は、<u>配置予定技術者の重複は可能</u>です。仮に同日又は同時期に複数落札した場合は、契約時に別の技術者(有資格者で3ヶ月以上の雇用がある事。)を配置することになります。ただし、<u>複数の工事を落札したことにより、契約時に技術者が配置出来</u>なくなり契約辞退となった場合は、ペナルティーが課せられます。

- 2. 入札参加者は入札金額の積算根拠となる押印及び記名を行った内訳書の提出が必要です。内訳書を提出しない場合は、当該入札には参加できません。又、提出された内訳書について説明を求めることがあります。内訳書が別添の「入札金額の積算根拠となった内訳書の取扱いについて」の各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得規程第7条第8号に該当する入札として、原則として当該内訳書提出業者の入札を無効とする。
- 3. 最低制限価格を下回る金額による入札があった場合は無効となります。
- 4. 別添の「うるま市契約規則」、「うるま市競争契約入札心得規程」、「入札金額の積算根拠となった内訳書の取扱いについて」、「履行保証説明書」を確認する他、「建設工事請負契約約款」、「うるま市建設工事等に係る予定価格の事前公表に関する要綱」、「うるま市建設工事の最低制限価格設定要綱」については、総務部契約検査課(本庁舎西棟3階)において閲覧することが出来るので、充分熟知して入札に参加して下さい。